

あれこれ今日はどんな日？

- 消費者月間
- 憲法記念日(3日)
- 母の日(14日)

- 水防月間
- こどもの日(5日)
- ゴミゼロ(530)デー(30日)

- 児童福祉週間(5日～)
- 看護の日(12日)
- 世界禁煙デー(31日)

児童手当の支給対象 小学6年生まで拡充！

児童手当制度の拡充について

拡充の内容

- 支給対象年齢の拡充
これまでの小学校3年生までを、小学校6年生までに拡充
- 所得制限が引上げられます

手続きは？

役場から書類を送付しますので、町民課福祉係へ提出してください。提出期限は5月30日です

○小学校5年生か6年生の児童がいる保護者のみなさま

平成6年4月2日から平成8年4月1日に生まれた児童の保護者の方は、次の手続きをしてください。『認定請求』これまで児童手当を受給していない方が必要な手続き『額改定認定請求』児童手当を受給していた方が必要な手続きです。

○これまで、所得制限で児童手当を受給できなかった保護者のみなさま

『認定請求』をしてください。所得制限の引上げで、児童手当を受給できる場合があります。

問い合わせ先

役場 町民課 福祉係(内線45番)

忘れないでください 「はかり」の検査は2年1回

取引・証明用に使用する

「はかり」は定期検査が必要です

計量の基準を定めている計量法第19条では、性能や精度をチェックするために、商品の売買に使用したり、各種の証明行為に使用する「はかり」をお持ちのみなさんに、2年に1回の定期検査を受けることを義務付けています。

今年度は、御代田町を対象として次の日程で実施されます。「はかり」を持参し、必ず検査を受けてください。

なお、検査には「はかり」の種類により定められた手数料(検査代金)が必要となります。

日時 5月31日(水)

午後1時～午後3時30分

場所 役場庁舎前駐車場

問い合わせ先

○長野県計量検定所
検定・検査チーム
02633・47・4006

○町産業建設課

商工観光係(内線36番)

この水路がなければ… 土地をもっと有効に使えるのに

法定外公共物の取扱が変わりました

法定外公共物とは道路法・河川法等の法律の適用や準用を受けない公共物で、一般的に里道(赤線)・水路(青線)のことをいいます。

今までは国有財産として国土交通省が財産管理を長野県知事に機関連任して管理していたため、財産の「払下」などの手続きに膨大な費用と時間が必要でした。

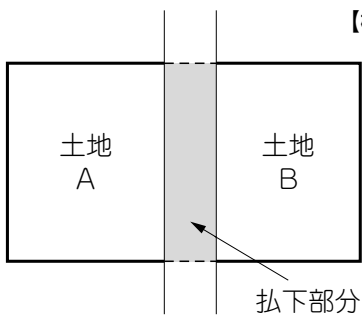
しかし、地方分権一括法により平成13～17年において申請を行い、町内全域の法定外公共物について町が国から譲り受けました。

これからは財産管理が町になったことで、機能しなくなった法定外公共物の「払下」や機能しているものの「機能の付替え」などの行為が、役場だけの手続きとなり容易に出来るようになりました。

詳しくは

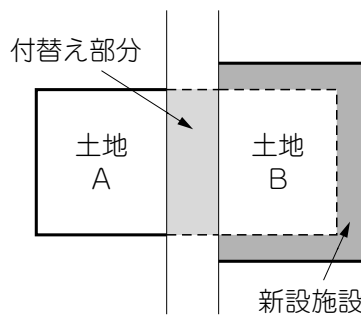
役場産業建設課建設係(内線38番)または、お近くの司法書士・土地家屋調査士などに相談ください。

「払下」の事例



【機能が喪失している】
土地A・B(同一土地所有者)の間に赤線(里道)が存在していて、土地を一体的に利用したい場合、隣接者の同意が得られる事を条件として払下することができます。

「機能の付替え」の事例



【機能している】
土地A・B(同一土地所有者)の間に青線(水路)が存在していて、土地を一体的に利用したい場合、隣接者の同意が得られ、新施設の機能が同じであれば付替えることができます。